

様式2（計画用）

パブリック・コメント結果

案件名	市地域福祉計画（案）について							
実施期間	平成30年12月15日(土)から平成31年1月15日(火)まで							
趣旨	地域生活課題の多様化や複合化に対応するため、本計画を福祉分野の全ての個別計画の上位計画として位置づけ、各個別計画や既存の制度の狭間にある問題や横断的な課題の解決に向けた理念と仕組みを示します。							
意見提出者数 (件数)	9人(25件)							
		20代	30代	40代	50代	60代	未記入	合計
	提出者	1(4)	4(13)	2(4)		2(4)		9(25)
	未記入							
	合計	1(4)	4(13)	2(4)		2(4)		9(25)
意見に対する回答	以下のとおり							

No	年齢 性別	該当する箇所	ご意見の原文（抜粋）	越前市の回答
1	31歳	第1章 第3節 計画策定の体制 (2) 策定委員会 計画書6～7頁	策定委員会の策定委員の選定について、学識経験者やその分野に精通している人以外に、例えば、施設に入所している利用者、子どもなどいろいろな当事者の人を入れていくべきではないか。	<p>本計画策定委員会は、学識経験者、高齢者や障がい者などの当事者団体関係者、福祉関係機関、行政機関及び市民代表の15名で構成しています。</p> <p>また、当事者を含む市民からの意見を聴く場として、地域ミーティング、夢・まちづくりトーク、ワークショップを開催しました。</p> <p>今後とも、計画を策定する上で、当事者の意見を反映できるよう努めます。</p> <p>【6頁(1) 市民などとの意見交換会】</p> <p>【6～7頁(2) 策定委員会】</p> <p>【54頁 策定委員名簿】</p>

様式2 (計画用)

2	62歳	第1章 第4節 前計画の進捗状況 (2) 進捗状況 計画書 9～13頁	前計画(H26～30)5年間の進捗状況では、実施した取り組みは記載されていますが、総括がなされていないように思います。	本計画では、地域福祉計画の検証について、「 <u>策定委員会において、5年間の福祉課題に対する取り組みについて、計画の基本目標に沿って推進されていると評価を得ました。</u> 」と追記します。 【9頁(2)進捗状況】
3	28歳	第2章 第1節 基本理念 計画書 14頁	「福祉でまちづくり」の部分の、福祉と言うと、何も知らない一般の方は施しのような印象を持つので、福祉の意味を明記してほしい。	福祉を一義的に意味づけることは困難ですが、本計画では、「 <u>地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域社会の生活課題の解決に取り組む考え方</u> 」としています。 【3頁(注2)地域福祉】
4	28歳	第2章 第1節 基本理念 計画書 14頁	どこに人が集まり、どんな人がいて、どんなニーズ(場所など)があるのか、またどんな社会資源があるのか、地域を知ること、見えてくると思います。市の役割、市だからこそできること、良さや強みをこの計画でももう少しわかるとよい。	本計画を策定するにあたっては、地域の現状や課題を把握するために、地域ミーティングや各地区福祉ネットワーク会議、ワークショップなどを通じて市民の皆様の意見を聴取しました。 市の役割については、「 <u>そして越前市は、『ともに生きる福祉でまちづくり』の理念のもと、相談支援機関や専門機関等と協働で、地域共生社会を構築するための基盤整備を行います。</u> 」と追記します。
5	40代	第2章 第1節 基本理念 計画書 14頁	「私たちが住む越前市が・・・」という一文の表現がわかりにくい。	市役所については、「 <u>そして越前市は、『ともに生きる福祉でまちづくり』の理念のもと、相談支援機関や専門機関等と協働で、地域共生社会を構築するための基盤整備を行います。</u> 」と追記します。
6	33歳	第2章 第1節 基本理念 計画書 15頁	地域生活課題の解決に資する仕組みを自分達で創る(当事者主義)とあるが、これでは地域に課題を丸投げになっているのではないか? 解決に向けた仕組みを	市役所については、「 <u>そして越前市は、『ともに生きる福祉でまちづくり』の理念のもと、相談支援機関や専門機関等と協働で、地域共生社会を構築するための基盤整備を行います。</u> 」と追記します。 【6頁(1)市民などとの意見交換会】 【14頁 基本理念】

様式2 (計画用)

			<p>つくる必要がある。</p>	
7	40代	<p>第2章 第1節 基本理念 ■本計画の対象となる人 計画書 15頁</p>	<p>本計画の対象となる人の説明文中に「ともに生きるまち」を構成するすべての人と記載があるが、「ともに生きる福祉でまちづくり」の基本理念を具体的に説明している文中に、理念の表現を引用するのは説明として適切でない。</p>	<p>本計画の対象となる人は、<u>市自治基本条例との整合を図り、「市民（市内に住み、勤め、若しくは通学する者又は市内に事務所を有する法人、市内で活動する組織その他の団体）です。」に修正します。</u> 【15頁 ■本計画の対象となる人】</p>
8	33歳	<p>第4章 基本目標1 ともに支え合うまち 計画書 18頁</p>	<p>町内の行事や地区でのイベントなど、身近に交流ができる場への積極的に参加できるよう工夫しますとあるが、町内会に所属しない者に対する関わりはどうか？</p>	<p>本計画では、つながりを醸成するため、町内会はもちろん、身近に交流することができる場への積極的参加を促し、地域住民が安心して暮らせるよう多様な人がつながり、お互いの存在を認め合う「顔の見える関係づくり」を進めることとしています。 【18頁 基本目標(1) つながりの醸成】</p>
9	33歳	<p>第4章 基本目標2 お互いを認め合うまち 計画書 21頁</p>	<p>差別解消法の色合いが弱い。周知徹底するための取り組みが必要では？各行政機関はもちろんのこと、市民全体に行き届くためにどうすべきか、その取り組みが必要。越前市の差別解消に関する協議会の意味合いは？どのように運営され、反映されているのかわからない。民間に浸透させていくために、行政が差別をなくしていくために、それを周知徹底させていくためにどのような取り組みや、方向性を持って施策に反映させていく意思があ</p>	<p>本計画では、施策の方向性として、平等で差別や偏見のないまちづくりを進めています。主な取り組みとして、人権教育、福祉教育や啓発活動を推進すると共に、障がい者差別解消越前市職員対応ガイドラインを紹介し、事業所等での活用を推進するとしています。また、市障害者差別解消支援地域協議会などの取り組みについて周知を図ります。 【21頁 基本目標2(1) 対等な関係づくり】</p>

様式 2 (計画用)

			るのかを示すべき。	
10	60代	第4章 基本目標2 お互いを認め合うまち 計画書 21 頁	認知症などによって判断能力が低下してしまった人がいる場合、その人をサポートする人を家庭裁判所から選任してもらう成年後見制度がありますが、市では具体的にどんな取組みをするのですか。	成年後見制度については、「成年後見制度の周知と促進に努めます。」を「 <u>意思決定を支援するとともに、本人の利益を尊重できるよう地域連携ネットワークを整備し、制度の周知に努めます</u> 」と修正します。
11	38歳	第4章 基本目標2 お互いを認め合うまち 計画書 21 頁	成年後見人制度の利用促進については「お互いを認め合うまち」にはそぐわないのではないのでしょうか。	【21 頁 基本目標 2 (1) 対等な関係づくり】
12	33歳	第4章 基本目標2 お互いを認め合うまち 計画書 21 頁	なぜ成年後見人制度の周知が特記されるのか。権利擁護の代表格のように特記されることが多いが、必要でない人にも成年後見人制度が活用され、間違った使い方によっては本人の自由意志が尊重されず、自己選択・自己決定を奪うことにもなるというリスクをはらんでいる。福井県の差別禁止条例においても、成年後見人制度は他の福祉サービス等と列記する位置付けでしかなく(全ての障害者に対応する制度という認識を植え付けられやすい)、これだけの特記することにより、これが権利を擁護するための要の制度ととらえられてしまうことは、危険である。	

様式2 (計画用)

13	38歳	<p>第4章 基本目標2 お互いを認め合うまち 計画書 21頁</p>	<p>「ともに生きる～」ということは、あらゆる場所で顔を合わせ、まずは互いを知る機会をつくることです。その「場所」とは、行政や専門機関ではなく、誰もが集う商業や娯楽施設やフリースペースなどではないでしょうか。そのためには、企業との連携が大切であり、行政と民間が協力して共生社会を作っていくということに繋がると思います。民間の企業の中でもすでに理解がありこういったことに積極的な方もたくさんおられます。そこを生かしていくことが、越前市の最大の武器になるのではないのでしょうか。</p>	<p>本計画では、お互いを認め合うまちを目指すため、対等な関係づくりや居場所づくりを進めていくこととしています(基本目標2)。</p> <p>また、多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインする考え方として、ユニバーサルデザインを推進し、誰もが社会参加できるまちづくりを推進するとしています(基本目標4)。</p> <p>さらに、計画の推進体制となる地域社会資源の中に「(7) 企業や民間事業者」を追記します。</p> <p>【21～22頁 基本目標2】 【25～26頁 基本目標4 (1) ユニバーサルデザイン</p>
14	31歳	<p>第4章 基本目標2 お互いを認め合うまち 計画書 21頁</p> <p>基本目標4 安全で安心して快適に暮らせるまち 計画書 25頁</p>	<p>何か箱物を作るとき、どこにどんなものがあつたらいいかという指針を盛り込めたらいい。ショッピングセンターに居場所作りを委託するなど。臨機応変にまた現実に即して、箱物を作るときは、多角的に考える指針が必要だと思います。</p>	<p>ン等の視点に立ったまちづくり】</p> <p>【33頁 第5章第2節 地域福祉を支える地域社会資源(7) 企業や民間事業者】</p>
15	33歳	<p>第4章 基本目標2 お互いを認め合うまち 計画書 21頁</p> <p>第5章 第2節 地域福祉を支える 地域社会資源 計画書 31～33頁</p>	<p>集う場所を新たに整備するのではなく、既にその機能・役割を果たしている団体や企業などに助成していく仕組みをつくるべき。日常生活の中で自然に人がたまる場所があるからこそ、人は集まるわけで、同年代の人が自然に行き交う場所にいかん障害者や高齢の方たちが集え</p>	

様式2 (計画用)

			<p>るかを考えるべきだ。そういう場所や機会をつくることを得意とし、実績もある企業や団体に助成金や補助金で補填していく仕組みは、市民のモチベーションの維持にもつながりうる。</p>	
16	62歳	<p>第4章 基本目標3 課題を解決するための協力体制があるまち 計画書 23頁</p>	<p>「基本目標3」の7行目のところ「そうした専門の機関に容易につながるが重要です。」とありますが、文脈がつながっていません。</p>	<p>前後の文書との整合を考慮し、「<u>専門の支援機関に容易に繋がる仕組みが重要です。</u>」に修正します。 【23頁 基本目標3】</p>
17	28歳	<p>第4章 基本目標3 課題を解決するための協力体制があるまち 計画書 24頁</p>	<p>居場所づくりとして、サロンやつどいなど多く開催しても、選んで行かないのではなく、行きたくても行けない人に対してどのように取り組んでいくのか。すでに、民間施設やお店や企業等、地域の居場所となっている(居場所づくりに力を入れている人たち)もある。そこに支援やサポートすることも大切だと思う。</p>	<p>様々な課題に対して、解決するサービスの創出など解決策を見つける仕組みとして、基本目標3でイメージ図を示しています。課題を解決するための協力体制の整備を施策の方向性としています。 【23～24頁 基本目標3】</p>
18	62歳	<p>第4章 基本目標3 課題を解決するための協力体制があるまち 計画書 23～24頁</p>	<p>「サービスの創出」のところが重要です。具体的なサービスは、社会福祉協議会が作成する“地域福祉活動計画”に記載されるのでしょうか。 今回の地域福祉計画に求められている「子どもや高齢者、障害のある方たちの福祉課題を横断的に支援するサービスが求められています。また、福祉制度の狭間にある様々な課題を解決する支援策も求められています。</p>	<p>本計画は、すべての福祉分野の上位計画であり、具体的なサービスについては、社会福祉協議会の地域福祉活動計画及び福祉分野の個別計画で検討されることとなります。課題を解決するための協力体制イメージ図(24頁)に<u>地域の役割としてサービス創出</u>を追記します。 また、福祉制度の狭間にある様々な課題を解決する支援策については、基本目標1</p>

様式2 (計画用)

			市民の声をどのように聞いて、支援策を検討されるのでしょうか。	及び基本目標3の仕組みの中で市民の声を聴き支援策を検討することとしています。 【18～20頁 基本目標1】 【23～24頁 基本目標3】
19	28歳	第4章 基本目標3 課題を解決するための協力体制があるまち 計画書 23頁	総合的な相談窓口の設置とありますが、困っていてもどこに何を相談していいのか、そもそも相談に行きにくいという雰囲気はまだあり、埋もれてしまっている方も多いと思います。しっかりと機能させていくためにも窓口立つ人の大事な視点を改めて統一したり、人と人との関係なので「この人なら安心して相談できる」という信頼を築いていけるといい。	本計画では、施策の方向性として、誰もが気軽に相談できる包括的な窓口の整備及び専門機関の人材育成を図るとしています。 また、地域から包括的な相談窓口につながる仕組みをイメージ図(24頁)に示しています。 【18～20頁 基本目標1】 【23～24頁 基本目標3】
20	40代	第4章 基本目標3 課題を解決するための協力体制があるまち 計画書 23頁	イメージ図中に「健康予防相談」と記載があるが、言葉として「健康予防」という表現に違和感がある。	「健康相談」に修正します。 【24頁 基本目標3 図】
21	33歳	第4章 基本目標4 安全で安心して快適に暮らせるまち 計画書 25頁	交通機関(バス、電車等)がまだ移動に制約を受ける人たちの移動手段として機能しきれていない。(人の意識や設備部分のバリア)「誰もが利用できるものに、制限や排除をされる人を出さない」ことが大前提であり、行政と民間協働で、整備していくことを目指していかなくてはならない。	本計画では誰もが社会参加できるまちづくりをめざし、交通機関のユニバーサルデザインを推進することを示しています。 現在、公共交通機関(バス、電車)において、バリアフリーに対応していない車輛が存在することを把握しており、この課題を解決するため、市や運行業者は低床式車両等の導入を進め、全車両へ

様式2 (計画用)

				<p>の導入を目指しています。また、利用しやすい公共交通をめざし、利用方法などの周知に努めています。</p> <p>【25頁 基本目標4(1)ユニバーサルデザイン等の視点に立ったまちづくり】</p>
22	33歳	<p>第4章 基本目標4 安全で安心して快適に暮らせるまち 計画書 25頁</p>	<p>災害時の避難場所においても、普段から誰もが使える設備かどうかを検証し、改善していくことが必要。「誰もがサービスや場所を利用できたり、したいこと、いたい場所を選択・決定できる権利」を、行使できるよう、行政機関、学校、公民館等あらゆる市民がアクセスできることが可能でなくてはならない。「誰もがサービスや場所を利用できたり、したいこと、いたい場所を選択・決定できる権利」を、行使できない人がいることに対し疑問や不平等さを感じられないこと、それを二の次にしてしまえることが問題。</p>	<p>本計画では、「ユニバーサルデザインを推進するとともに、情報保障(環境づくり)を含め、チェックリストの作成を検討します。」と示しています(基本目標4)。また、意思決定支援を記述しています(基本目標2)。</p> <p>市は災害発生時の避難場所として広域避難場所を指定しています。広域避難場所は、その安全性やアクセス等について検討を行った上で、各地区の小中学校や市の施設、都市公園等を指定しております。今後も随時、避難施設としての適合性について検証・改善を行ってまいります。</p> <p>【21頁 基本目標2(1)対等な関係づくり】</p> <p>【25～26頁 基本目標4(1)ユニバーサルデザイン等の視点に立ったまちづくり】</p>
23	33歳	<p>第4章 基本目標5 育ちをつなげ自立を支えるまち 計画書 27頁</p>	<p>学校や職場に適應できないのが本人や家族の側の問題であり、そこに対してサポートが必要という意味合いに聞こえるが、学校で言えばその子がほかの子と同じよ</p>	<p>本計画では、一人ひとりに応じた合理的配慮を行うことで自立を支える地域づくりを目指すこととしています。</p> <p>4行目に「<u>環境の未整備、</u></p>

様式2 (計画用)

			うに教育を受ける環境が整っていないがために、学校に通えない子もいる。職場においても、介助が受けられる体制や、トイレ等の設備面の配慮などが整備されていたら、就労に繋がる人も増える。そうした社会の環境側に働きかける動き(社会モデル的考え方)がないと、他の市民と同等に社会参加や自立生活を送ることができないということにも着目すべき。	社会資源の不足やミスマッチにより」と追記します。 【27頁 基本目標5】
24	30歳	第4章 基本目標5 育ちをつなげ自立を支えるまち 計画書 27～28頁	障がいを持つ子どもだけでなく、何らかの配慮が必要な子どもも含め、すべての子どもを対象にしていると思いますが、「越前市における『縦横連携』」のイメージ図では、障がいを持つ子どものイメージに見えます。どんな子どもを対象にしているのでしょうか。また、図横軸に「『気づきの段階』からの支援」とありますが、施策方向性(2)の文書を参考に見ると縦軸に「気づきの段階」、横軸に「支援」と記載した方が分かりやすいように感じました。専門的な機関だけでなく、地域も一緒に、子どもの育ちを支える越前市になることを望みます。	本計画では、すべての子どもを対象としております。「越前市における『縦横連携』」のイメージ図(28頁)に、 <u>児童相談所</u> を加え、気づきの段階から育ちや支援を切れ目なくつなぐイメージとして <u>縦軸の矢印</u> を追記します。 【28頁 基本目標5 図】
25	40代	第5章 計画の推進体制 計画書 29頁～35頁	計画を進める主体は誰なのか、取り組み方やその範囲がわかりにくい。もし困ったときどうすればよいのか、解決に向けてどのような動き	地域福祉を推進する主体については、第5章「計画の推進体制」に示しています。 【31～35頁 第5章(2) 地域福祉を支える地域社会資

様式2 (計画用)

			になるのか、もうすこしわかりやすくしてほしい。	源、(3) 地域福祉を進める機関】
--	--	--	-------------------------	-------------------